

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和3年7月19日（月）午後10時15分頃
- 2 事故発生場所 加古川市尾上町池田1698番1地先
市道池田開拓地16号線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 自動車で市道池田開拓地16号線を東進中、幅員が減少する箇所に交通安全施設が設置されていなかったことにより、車両の前輪が脱輪し、車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 左前輪タイヤ
- 6 過失割合等 市：30 相手方：70
専決日：令和3年10月7日 示談成立日：同年10月12日
- 7 損害賠償の額 10,065円（33,550円×30%）
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金10,065円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との道路賠償責任保険契約に基づき、同会より相手方に支払われる。